

地域農業支援サービス構築業務委託仕様書

令和8年9月

真庭市産業観光部農業振興課

1. 業務の目的

現在、真庭市における農業従事者の平均年齢は 63.4 歳と非常に高く、後継者不足が深刻である。また、若い世代が農業に参入しにくい状況が続き、高齢化や後継者不足により、耕作されなくなった農地が増えてきている。

一方で、JA や農業公社など、農業に関係する機関は既に多く存在するものの、それぞれに得意分野や所管範囲があり、新たな業務に取り組みにくい現状がある。

本業務は単なる役務の提供を受けるものではなく、この状況を打開し、将来的な地域農業支援体制及び地域農業サービス事業の構築を目的として実施するものであり、農作業受委託サービス、中山間地域等直接支払交付金制度及び多面的機能支払交付金制度に係る支援サービス並びに農業者等からの各種相談を通じて、地域の営農を守り、地域を維持するために欠かせない活動を支えるサービス設計を行うとともに、成果物の取得のみではなく、地域農業支援の実施体制そのものを構築するものである。

2. 業務名

地域農業支援サービス構築業務

3. 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 業務実施要件

- ・ 本業務を円滑かつ継続的に実施するため、真庭市内に事業所その他の活動拠点を有すること。
- ・ 農業者等からの相談、現地確認及びトラブル対応に備え、連絡を受けてから速やかに真庭市内の現地へ到着できる連絡・出動体制を確保すること。ただし、天候、道路状況その他やむを得ない事情がある場合は、速やかに本市へ状況を報告し、対応方針を協議すること。
- ・ 本業務の内容を十分に理解し、農業施策、農業者支援、地域調整又はこれらに類する業務について必要な知識及び実務経験を有する者を、業務責任者として配置すること。
- ・ 業務責任者のほか、業務量及び相談内容に応じて適切に対応できる人員を確保し、担当者の不在時にも業務が停滞しない実施体制を整えること。
- ・ 電話、電子メールその他本市が指定する方法により、業務時間内に常時連絡可能な体制を確保するとともに、緊急性の高い事案については速やかに本市へ報告すること。
- ・ 相談者及び関係機関に対して、公平かつ丁寧に対応し、特定の者に不当に利益又は不利益を与えないこと。
- ・ 相談、現地対応、連絡調整その他の業務実施状況を記録し、本市の求めに応じて速やかに報告できるよう、適切に整理・保管すること。

- ・ 業務の実施に当たり、個人情報及び機密情報を適切に管理できる環境を整備し、情報の紛失、漏えい、改ざん及び目的外利用を防止する措置を講じること。
- ・ 本市との打合せ、進捗確認及び業務改善に係る協議に応じ、必要な資料の作成、説明及び改善措置を行うこと。

5. 委託業務概要

委託業務は、以下のとおりとする。

- (1) 中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金に係る市町村業務支援
- (2) 農業相談総合窓口
- (3) 農作業受委託サービス構築に係る基本計画策定
- (4) 上記(1)から(3)までの業務に付随するその他必要な業務

(1) 中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金に係る市町村業務支援

中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金は、地域の農業者にとって、農業生産活動の継続及び集落の維持に欠かすことのできない重要な財源である。一方で、市町村の事務負担の増加が課題となっていることから、市町村事務の一部を委託することにより、農業者及び市町村の負担を軽減し、両制度の一層の推進並びに営農活動及び集落機能の維持・確保を図るものとする。

【業務内容】

ア. 活動支援を受託している集落協定からの相談対応

活動支援を受託している集落協定から寄せられる日常的な相談に対応すること。

- ・ 相談者には、平等かつ公平な対応をすること。
- ・ 苦情等に対応するため、苦情処理体制を整備し、苦情処理対応責任者を明確にしておくこと。
- ・ 苦情を申し出た者が弁明を求めたときは、誠意を持って対応すること。また、対応内容を記録し、速やかに真庭市に報告すること。

イ. 実績報告書の審査

年度末に提出される実績報告書の内容を審査すること。

- ・ 修正事項がある場合は、受託者が協定へ連絡を取り、修正を依頼すること。

ウ. 制度推進のためのセミナーの開催

中山間地域等直接支払交付金制度の推進に向けたセミナーを開催すること。

- ・ セミナーの開催回数は、3回程度とする。
- ・ セミナーは対面形式を原則とするが、オンライン形式との併用も可とする。
- ・ その他セミナーの詳細については、本市と受託者が協議の上、決定する。

エ. 制度推進のための情報発信

SNS 等を活用し、制度の推進に向けた情報発信を行うこと。

(2)農業相談総合窓口業務

農作業受委託、人材確保、国・県の制度等に関する相談を一元的に受け付ける農業相談窓口を、真庭市内の本市が指定する場所に設置すること。また、相談内容に応じて適切に対応できる体制を整備するとともに、国及び県の農業関係制度、補助事業、支援施策等を理解し、農業者等に対して必要な情報提供及び関係機関への橋渡しができる仕組みを整えること。

なお、窓口の受付時間は、平日の午前9時から午後4時までとする。

【業務内容】

ア. 相談窓口の設置及び運営

農作業受委託、人材確保、経営支援、国・県の制度の活用等に関する相談を一元的に受け付ける相談窓口を設置し、農業者等が相談しやすい運営体制を整えること。

イ. 相談対応体制の整備

相談内容を分類・整理し、内容に応じて適切な助言、情報提供、関係機関への連絡調整ができる体制を整備すること。

ウ. 国及び県制度の把握・整理

国及び県の農業関係制度、補助事業、支援施策等を把握し、制度の目的、対象者、要件、申請手続、活用可能性等を整理すること。

エ. 関係機関との連携・橋渡し

相談内容に応じて、本市、JA晴れの国岡山、農業公社、県関係機関、集落営農組織、農業法人等との連携を図り、必要な支援につなげること。

オ. 相談記録の作成及び課題整理

相談内容、対応状況、支援先、継続対応の要否等を記録し、農業者等の共通課題や地域課題を整理すること。

カ. 相談結果の事業計画への反映

相談を通じて把握した農業者等のニーズ、地域課題、制度活用上の課題等を、農作業受委託サービスの事業計画及び実施体制の検討に反映すること。

(3)農作業受委託サービス構築に係る基本計画策定

真庭市全域を対象とした持続可能な農作業受委託の事業化に向け、市内農業関係者との連携を前提とする事業計画を策定すること。

【業務内容】

ア. 現状分析及びニーズ調査

昨年度実施した JA、集落営農組織、農業法人等への調査結果を活用のうえ、真庭市の農業構造、農業支援ニーズ及び JA 受託事業の実施状況の詳細を把握し、現状を整理すること。

イ. 関係者ヒアリング

事業計画策定において、JA のほか、必要に応じて、市内農業者、集落営農組織、農業法人等の関係者を対象にヒアリングを行うこと。

ウ. 需要調査

農作業受託需要、将来の受託需要、地域別課題、作業別人材需要、繁忙期、必要人数、求める技能水準、利用可能な料金水準等について調査を行うこと。

エ. 事業モデルの検討

本市に適した持続可能な農作業受委託の事業モデルを検討すること。

事業採算性を検討した上で、令和9年度での実証に向け、実現可能なスキームを提案すること。

6. 一般遵守事項

- ・ 受託者は、本業務の実施に当たり、関係法令、条例、規則その他の関係規程等を遵守するとともに、発注者の指示に従い、誠実かつ適正に業務を遂行すること。
- ・ 受託者は、本業務の実施により知り得た秘密、個人情報、業務上の資料その他の非公開情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間終了後も同様とする。
- ・ 受託者は、個人情報の取扱いに当たり、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令を遵守し、漏えい、滅失、毀損等の防止に必要な措置を講じること。
- ・ 受託者は、発注者の承諾を得ずに、本業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託してはならない。再委託を行う場合は、あらかじめ発注者の承諾を得ること。
- ・ 受託者は、発注者から提供を受けた資料、データ等を本業務の目的以外に使用してはならず、善良な管理者の注意をもって管理すること。
- ・ 受託者は、本業務の実施に当たり、事故、情報漏えいその他業務遂行に重大な影響を及ぼす事案が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに発注者へ報告し、必要な指示を受けること。
- ・ 受託者は、本業務に係る成果品、資料、データ等について、発注者の許可なく公表、複製、転載又は目的外利用をしてはならない。
- ・ このほか、本仕様書に定めのない事項については、発注者と受託者が協議の上、決定するものとする。

7. 成果品

- (1)業務月報 翌月5日までに1部(PDF 形式)
- (2)業務完了報告書 電子データ一式
- (3)農作業受委託サービス基本計画書(案) 電子データ
- (4)説明資料 電子データ一式
- (5)調査資料 ヒアリング結果、アンケート結果、分析資料等
- (6)その他本市が必要と認める資料